

一人口の動き—  
4月末現在  
( )は3月末との比較  
出生5人 死亡9人  
転入19人 転出29人  
世帯数 1,281世帯(+4)  
男 2,864人 (-4)  
女 2,932人 (-10)  
合計 5,796人 (-14)

広報

わしま

発行  
和島村役場企画課  
発行日  
昭和55年6月1日  
印刷所  
(株)第一印刷所



良寛をしのんで  
六月六日良寛百五十回忌法要



早川平三郎氏

早川平三郎氏  
勲五等双光旭日章に  
叙勲される

本年春の叙勲受章者が四月二十九日に発表され、当村から前村長の早川平三郎氏が勲五等双光旭日章の叙勲と決定し、去る五月十五日天皇陛下より拝謁を受け、めでたく受章されました。  
早川氏は、昭和十二年桐島村収入役に就任し、その後、桐島村議会議員、桐島村農業協同組合長を歴任され昭和四十二年から昭和五十四年まで連続三期和島村長の職に就かれ、地方自治の振興と発展に寄与された幾多の功績は、誠に多大なものであります。

生かして使おう 石油・電気・水

社会福祉相談電話事業の実施について

福祉事務所では、従来の相談に  
くわえて、新たに電話による相談  
をはじめました。気軽に相談く  
ださい。

○相談等の内容  
(一) 生活保護及び児童・身体障害  
者、精神薄弱者、老人、母子の福  
祉に対する個別的な相談の応接  
(二) 社会福祉六法、その他生活上の  
ことごとまっていることについて

○電話相談日及び相談時間  
月曜日、金曜日  
午前九時より十二時まで  
午後一時より三時まで  
土曜日  
午前九時より十一時まで

○電話番号  
〇二五八―三三―二二二  
○事務所  
長岡市四郎丸町長岡総合庁舎内  
新潟県三古社会福祉事務所

6月の心配ごと相談

日時……5日、16日、25日  
午前9時から午後3時  
まで  
場所……福祉センター相談室  
内容……生活相談・医療相談・  
家事相談・児童相談・  
身障相談・職業相談・  
その他なんでも

福祉資金貸付制度

暮らしを守る資金として、要保  
護世帯等で一時的かつ、緊急に資  
金を必要とする場合に貸し付ける  
ものである。

○貸付条件

- (一) 貸付利率―無利子
- (二) 貸付限度額―五万円
- (三) 貸付期間―六ヵ月以内

○申し込み方法

役場住民課福祉係又は地区の民  
生委員におたずね下さい。



読書サークル

読書を中心とした色々な話をし  
てみませんか？

読書サークルについての照  
会は、TEL―二六八四―早  
川博まで。

※毎月第二水曜日  
夜七時三十分より

福祉センター・老人憩いの間

労働保険の加入はおすすめですか？

労働者を一人以上雇用されてい  
る本事業主は、当然適用として希  
望の有無にかかわらず、労働保険  
(雇用保険と労災保険)に加入し  
なければならぬことになってい  
ます。(ただし、農林・水産業の一  
部は、任意加入になっています。)

加入していない場合  
は、不利益を受けるこ  
とがありますので、早  
速加入の手続きをして  
ください。

主及び家族従事者なども労災保険  
に特別加入ができること。(一)保険  
料の額に関係なく年三回に分割し  
て納付することができること。(二)  
保険関係の手続きから解放され、  
余力を事業活動などに専念できる  
こと。などの利点があります。  
なお、詳しいことは最寄の公共  
職業安定所におたずねください。

6月の  
保健衛生行事

6月	日	曜日	種目	対象	時間	場所
10	火	火曜	妊婦検診	妊婦	午後一時半～三時	福祉センター
13～12	金～木	金曜	成人病検診	個人通知のあった方	午前九時～十一時	"
17	火	火曜	乳児検診	乳児	午後一時～三時	"
21～18	土～水	土曜	結核検診	個人通知のあった方	午後一時半～二時半	"

労働者を一人以上雇用されてい  
る本事業主は、当然適用として希  
望の有無にかかわらず、労働保険  
(雇用保険と労災保険)に加入し  
なければならぬことになってい  
ます。(ただし、農林・水産業の一  
部は、任意加入になっています。)

労働者を一人以上雇用されてい  
る本事業主は、当然適用として希  
望の有無にかかわらず、労働保険  
(雇用保険と労災保険)に加入し  
なければならぬことになってい  
ます。(ただし、農林・水産業の一  
部は、任意加入になっています。)

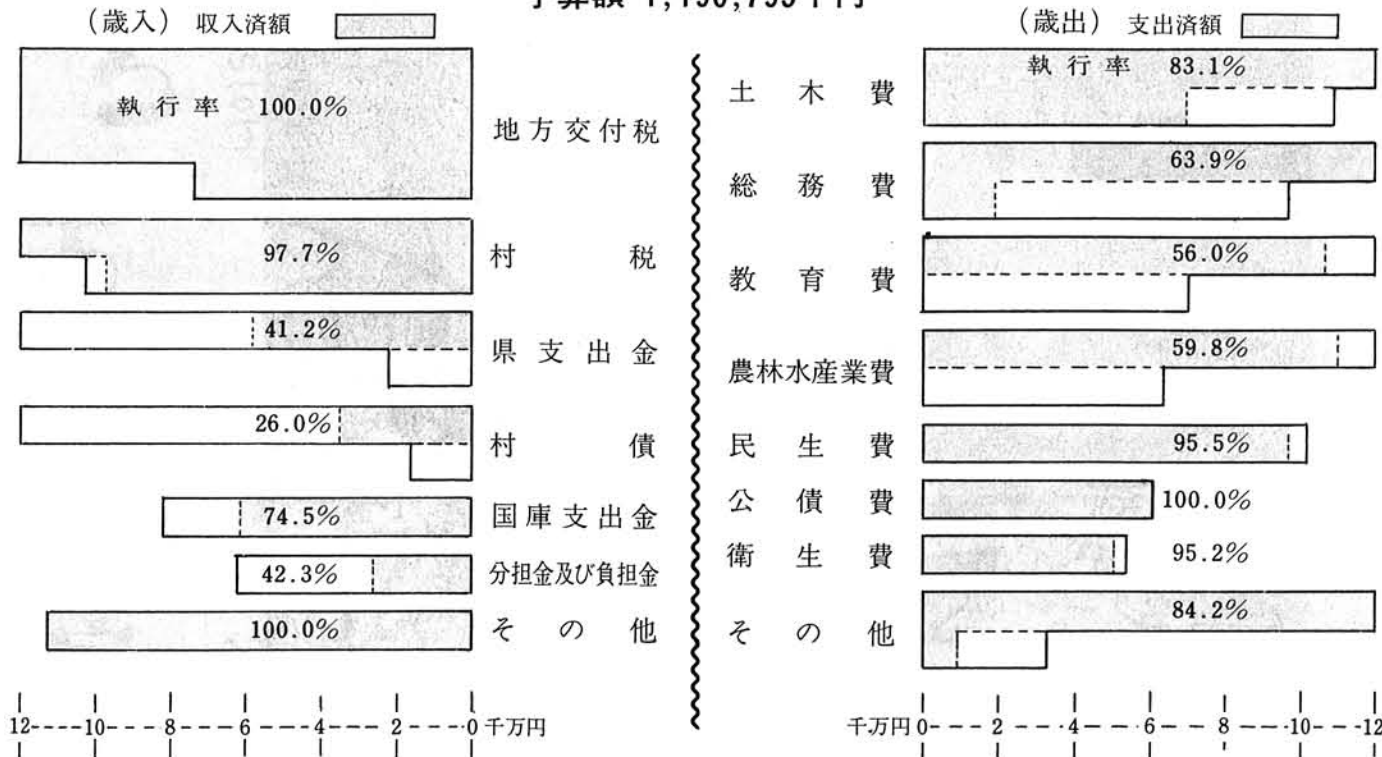
労働者を一人以上雇用されてい  
る本事業主は、当然適用として希  
望の有無にかかわらず、労働保険  
(雇用保険と労災保険)に加入し  
なければならぬことになってい  
ます。(ただし、農林・水産業の一  
部は、任意加入になっています。)

飛び出すな 車のあとにまた車

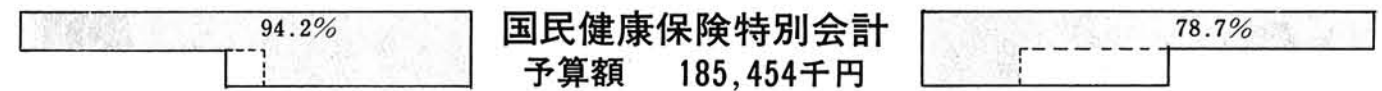
和島村「財政事情の作成及び公表に関する条例」の定めるところにより、昭和54年10月1日から昭和55年3月31日までの和島村の財政事情をお知らせいたします。  
和島村長 **清野精合**

# 昭和54年度予算執行状況

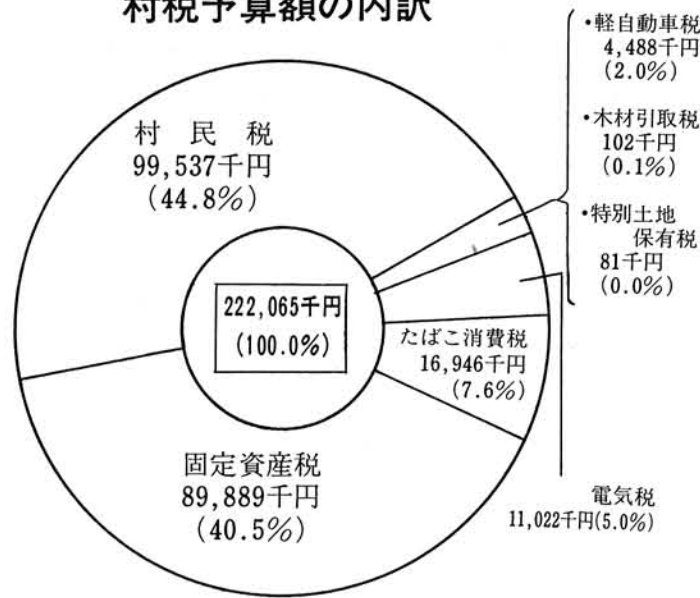
一般会計  
予算額 1,190,795千円



国民健康保険特別会計  
予算額 185,454千円

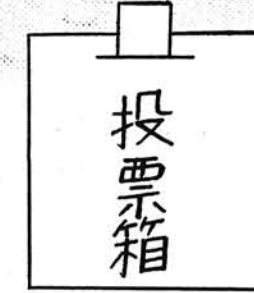
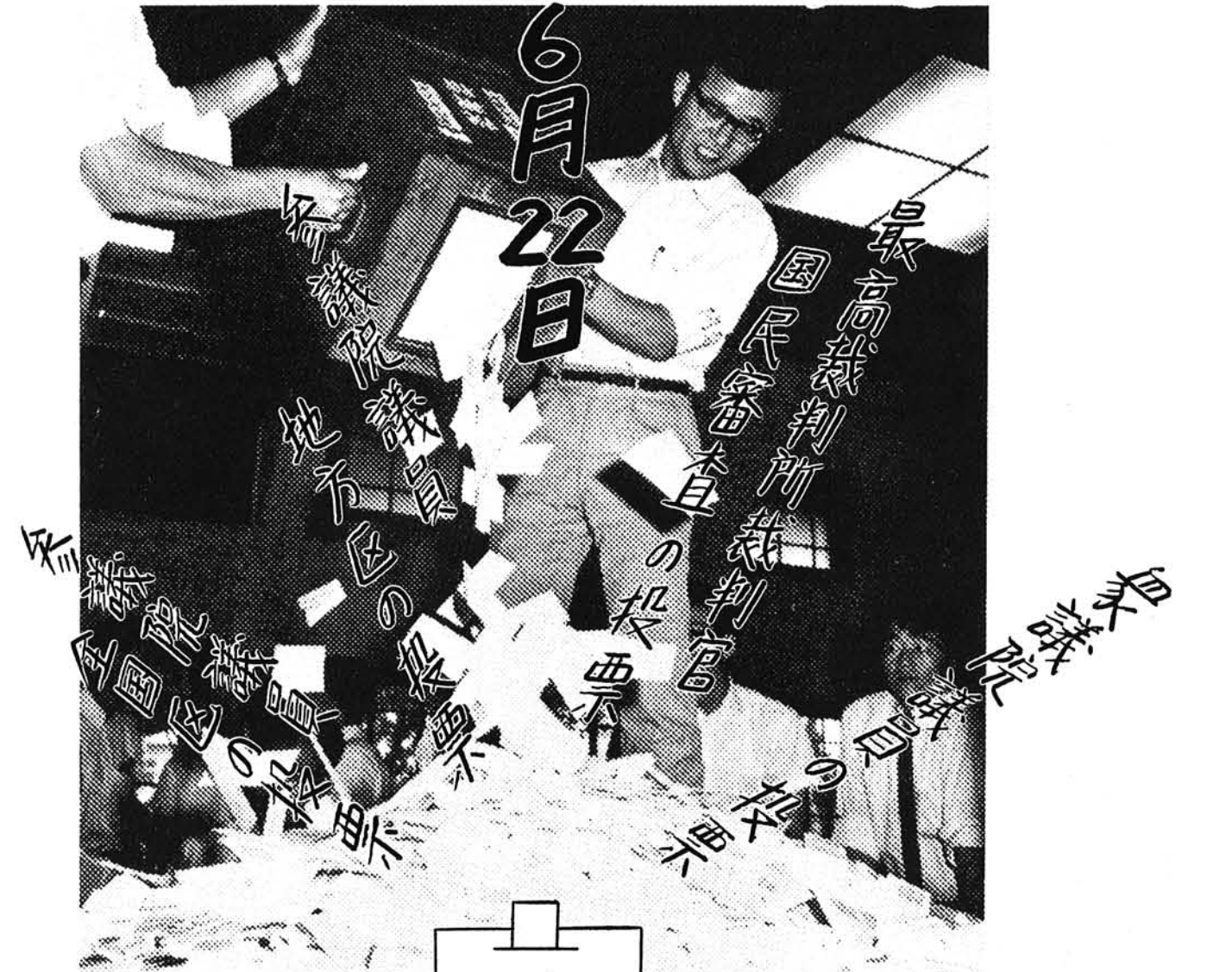


## 村税予算額の内訳



## 村債現在高の内訳

目的別	金額 (千円)	構成比 (%)
道路橋りょう整備事業	292,614	44.0
スポーツ施設整備事業	171,400	25.8
義務教育施設整備事業	122,465	18.4
総合福祉センター建設事業	23,129	3.5
財政対策債	20,913	3.2
災害復旧事業	18,370	2.8
消防施設整備事業	7,660	1.1
村営プール建設事業	2,847	0.4
除雪機械購入事業	2,800	0.4
自然災害防止事業	1,700	0.3
災害援護資金貸付金	550	0.1
計	664,448	100.0



衆議院の突然の解散により、戦後例のない、参議員とのダブル選挙となりました。正しい政治、良い政治は私たちの手で、この機会に、選ぼうではありませんか。みんなできそい合わせて自由な一票を行使し、「正しい人、私達国民のために働く人」を選びましょう。

◎ダブル選挙と云っても、実際は次の四つの投票を行なうことになります。

- 1、衆議院議員の投票
- 2、最高裁判所裁判官国民審査の投票
- 3、参議院議員地方区議員の投票
- 4、参議院議員全国区議員の投票

以上の投票を、忘れずに行なってください。

◎不在者投票の手続きは早めに行ないます。投票日当日所用で投票所に行けない人は、前もって役場で投票できません……この方法を不在者投票といいますが……土曜や日曜も午前八時三十分から午後五時まで行なっていますので印鑑を持って役場へおいで下さい。

◎投票時間  
投票所で投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。朝食をすませたら、まず投票所へおいで下さい。

◎投票所は次の場所です

- 第一投票所 島田小学校(屋内運動場)
- 第二投票所 東保内集落開発センター
- 第三投票所 島崎保育所
- 第四投票所 桐島小学校(屋内運動場)

◎入場券を忘れずに投票所にお出かけのときは、入場券を忘れずにお持ち下さい。入場券が届かない時や、無くしたり、忘れた時は投票所で申し出て下さい。事前に役場へ連絡していただいてもよいです。

◎字が書けないとき  
体の故障や文盲のため字を書くことができない人は、投票所で申し出ますと、係員が代わって書いてくれます。(投票の秘密は必ず守られます。)

◎字はハッキリと  
候補者の名前はハッキリと書きましょう。

せっかく投票しても字が読みにくいと無効となることがあります。



妙法寺本山 赤門



良寛「オッ、やっているな。素晴らしい野球場じゃ」

◎野球場  
センター110m、両翼90m、収容人員200人、暗渠排水設備  
良寛「運動広場もリッパじゃのう、ここに中学校も移転するんじゃ。」

◎村民運動広場  
陸上競技場1面16,901.5㎡  
8コース、1周200m、直走路40m、砲丸サークル、砂場、テニスコート等  
良寛「みんな元気良く、おもいっきり運動しなさいよ」



路40m、砲丸サークル、砂場、テニスコート等  
良寛「みんな元気良く、おもいっきり運動しなさいよ」



村民運動広場

### 村民親善大運動会 —7月6日に実施!!—

昨年末建設を進めていました村民運動広場が皆様のご協力により漸く完工いたしました。この運動広場開きをかねて来る7月6日(日)に村民親善大運動会を開催いたします。この実施要領及び競技種目等につきましては区長さん、体育推進委員の方を通じてお知らせいたしますが奮って参加下さるようお願いいたします。また区長さん、体育推進委員の方々には大変ご迷惑とは存じますが選手・参加者のとりまとめに特段のご協力をお願いいたします。

TEL 三一一一 内線二四

最後は、私の美術館です。いそいで巡ったので説明不足ですが、来月号から、施設や史跡等を順を追って紹介したいと思います。尚、役場では、近々これらのコースで広く村民の皆様と和島村の施設を知っていただくために「村内施設巡り」を企画しております。御意見がございましたら役場企画課までお願いいたします。

木村邸 良寛美術館



隆泉寺 良寛墓



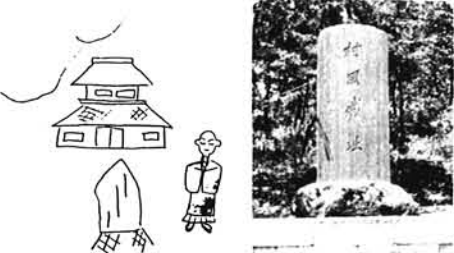
住雲園



阿弥陀瀬大杉



不燃物処理場



村岡城跡



保内郷保育所



落水ゴミ焼却場



椿の森



島田小学校



小島谷・中沢郷保育所



野球場



農村勤労福祉センター

総合福祉センター

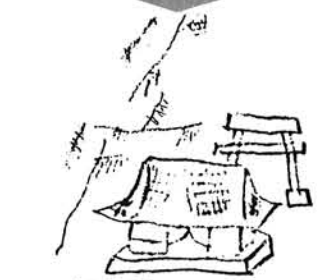
◎総合福祉センター  
各種会議室、浴室、結婚式場や体育館等を備えた多目的施設。  
◎農村勤労福祉センター  
体育協会等のクラブ活動や各種試合が行われている。  
良寛「多勢の人達にいろいろ使用されているのだから大切に使いましょう。」  
一同「ハイ」  
良寛「おお、そうじゃチッコ剣士達の剣道教室もここで練習しているんじゃ」

ヨシ、ヨシ、今日はみんなで村内を巡って見ようかな。

# 良寛さまの(和島村)見て歩き



桐島小学校



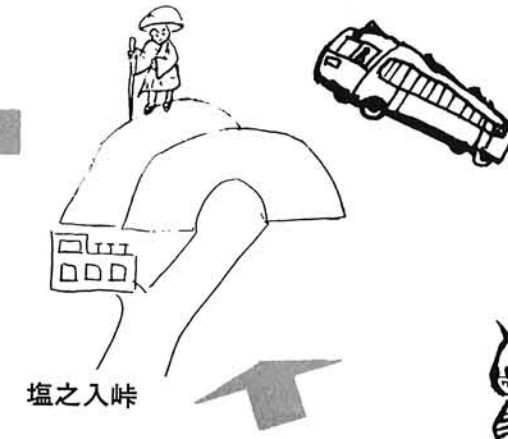
石部神社



四枝橋戌辰の役 古戦場



出田 小丹生神社



塩之入峠



し尿処理場



島崎保育所



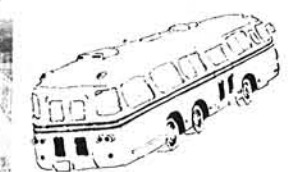
与板郷消防署本部



峠・林道



水道企業団浄水場



運転が示す あなたのお人柄

それぞれの持場で生かせ 火の用心

# 村長室の黒板から

和島村長 法生 裕介

四月十日 東京通産産業局による村民広場の検査に立ち会う。  
 十六日 建設課長帯同し、県庁土木部へ陳情。新潟放送局訪問。  
 十七日 水道企業団の施設拡張工事(三島町加入による)起工式。  
 二十一日 教育委員会の企画により小中学校新任教職員の村施設巡回視察に随行する。村内は勿論水道施設、消防署、し尿処理場等を巡る。好企画であり村民の方々からも視察をしてもらう機会を作りたい。  
 二十三日 高齢者学級で村の現状と将来についてお話しする。  
 二十五日 午前新潟地方財務部に向うき村民広場の起債借入懇請。午後は与板地区土木振興会出。  
 五月一日 村長就任満一年を迎え改めて初心に還えるを誓う。  
 六日 建設課長の案内で工事中の現場を視察する。  
 七日、八日 池田育英会事業の村委託業務にて企画課長と仙台市

## 不動産取得税のお知らせ

住宅や住宅用土地を取得した場合の軽減措置が次のように改正されました。

▼主な改正点

一、従来から認められていた新築住宅の軽減措置(一戸について三五〇万円を価格から控除)が次の要件を具備する住宅に限定されることになりました。(昭和五十五年七月一日以降建築分より)

① 床面積……一六五㎡以下であること。  
 ② 評価価格……一㎡当たり八七、〇〇〇円以下であること。

二、右記一の軽減措置が中古住宅にも一定の要件のもとに適用されることになりました。(昭和五十五年四月一日以降取得分より)

三、従来から認められていた新築住宅の土地の減額措置(一般的には四万五千円までを減額)が次の要件を具備する住宅の用に供する土地の取得に限定されました。(昭和五十五年四月一日以降取得分より)

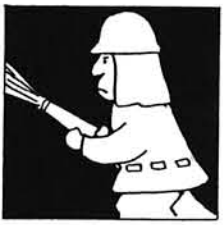
① 要件は一の住宅と同じ  
 ② 右記三の減額措置が中古住宅にも一定の要件のもとに適用されることになりました。(昭和五十五年四月一日以降取得分より)

四、これらの軽減措置等は取得の日から六〇日以内に申告がなされた場合に限り適用されることになりました。(昭和五十五年四月一日以降取得分より)

この取扱いについての詳細は長岡財務事務所、直税課不動産係まで照会下さい。

なお、取得申告書は、財務事務所・村役場にあります。  
 長岡市四郎丸沖田一七三、二長岡財務事務所 直税課不動産係  
 電話 長岡(〇二五八)三四一三一一  
 内線 二〇四・二〇六

## 火災予防条例が一部改正されました



去る四月九日に開かれた与板郷消防斎場事務組合議会において火災予防条例の一部改正も議決されましたが、この改正の中で私達の日常生活の中で火災予防上必要であることはもちろんのこと、これから住居等の新築、増改築をされる方、あるいは現在の住居等でその構造について、場合によっては影響を受けられる方も出てくると思われまますのでお知らせいたします。

## 石油燃焼機器と周囲との離隔距離が義務づけられました

これまでの火災予防条例では石油燃焼機器(石油フロガマ、石油ストーブ、石油コンロ等)を設置する場合には「火災予防上安全な位置に設置すること」となっておりましたが、今回の改正によりその設置位置から周囲(機器設置場所の上方、側方、前方、後方)に離隔距離をとることが義務づけられました。

つきましては石油燃焼機器を現在設置されておられる方また、今後設置される方はその周囲に下表による離隔距離を適正にとらなければなりませんのでご注意ください。不明な点がございましたら与板郷消防本部予防係にお問い合わせください。

種類	項目	距離(単位cm)			
		上方	側方	前方	後方
液体燃料	ふろがま	60	15	15	15
液体燃料	ダクト接続形	100	15	15	15
液体燃料	その他	100*	15	100	15
ボイラ	強制排気式	60	10	15	15
ボイラ	強制排気式	60	10	100	10
ボイラ	強制排気式	100	15	150	15
ボイラ	強制排気式	150	100	100	100
ボイラ	強制排気式	60	10	100	10
給湯	湯沸設備	60	15	15	15
液体燃料	対流式	100	50	50	50
液体燃料	対流式	100	50	100	20
液体燃料	こんろ	100	15	15	15

※防熱板とは、不燃材のこととご理解ください。

## 児童手当受給者の方向へ

一、六月十日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。  
 ○支給期間昭和55年2月分からは昭和55年5月分まで  
 ○支給対象児童一人につき月額五千円(村民税の課税が均等割以下の方

は六千五百円)です。受給者の方は、毎年六月一日から三十日までに、児童手当現況届を出すことになっております。この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況などを六月一日現在で確認するた

## 国民年金の免除制度

国民年金の免除制度は、この期間の年金額は保険料を納めた場合の三分の一と計算され、どうしても不利になります。なお、免除をうけてから十年以内であれば、その期間中は当時の保険料額で納めること(追納という)ができます。この追納を忘れず、年金額は保険料を納めた場合と同額になりますので、その後、生活にゆとりができたらしひ追納するように心掛けましょう。

国民年金に保険料の免除があります。

ゆとりがきたら追納しよう

保険料が納められないとき

6月中旬に60歳になる人  
 大正9・6・2より大正9・7・1生まれ  
 ◎かけ金をかけ終りました。65歳になる人  
 大正4・6・2より大正4・7・1生まれ  
 ◎老齢年金を請求しましょう  
 70歳になる人  
 明治43・6・2より明治43・7・1生まれ  
 ◎老齢福祉年金を請求しましょう  
 (老齢年金受給者は非該当)

## 健康よもやま(51)

梅雨期の健康

うつとうしい梅雨期は胃腸の働きが弱まるのに反比例して、食中毒がふえ出す時期です。食品はいたみやすいため生物や買った惣菜は煮なおすなど火を通したいものです。

また、戸棚の中は手まめに熱湯で拭き、布巾は毎日煮洗いか消毒液で洗いに干しましょう。

## これから多くなる食中毒

- サルモネラ食中毒  
ネズミの糞尿で汚れた食品摂取により。
  - 腸炎ピブリオ食中毒  
魚介類についたピブリオ菌を生で食べて。
  - ブドウ球菌食中毒  
手指の傷口の化膿が食物についた食品摂取により。
- ※下痢が5~6回続いたり発熱を伴う場合、早目に受診しましょう。

